

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886</a>

184

奎 完

議 長

出 席

議 員

フィン部長発言要旨 (49.8.26.)

1. 8月19日ワシントン長官の演説を冲縄内閣の閣員

子弟が新聞の論評を聞かされた。

これは演説の第一義及びTCSのウララ一筆と如何にこれに説得し得たか。又すべてをこの最も頭を傾けてあり。この土地から基地の使用に閣員の日中側がfirm 2 分の1を占めるべきであり。このためにはどうして明確な printed agreement を必要とするか。現在この日中側は極めてよく出来ていながら 共同声明 一方の声明書も総合的に仔細を説き及ぶ。従って日中側の意図は明白である。この説明は子弟が閣僚を納得させることは出来ずともあらず。が hankishi 専ら演説及びウララ一筆 革新的な約束を求めた人達を満足させるべきには問題がある。

又 上記の事情を閣員は逐箇協定を演説の批准条件にすべきではないか。ウララ一筆を捨て、専らウララ一筆及び小笠原と異なり 沖縄は政治的余りな性質を有し、行政協定として又出現する場合には行政との相当の責任と覚悟をわねばならぬと云ふこと。(行政協定と批准条件の相違点については。)  
この最近の演説の行政の対外にウララ一筆の持つ批判的態度は如何か。余計な難しい問題にならねば。これは演説の承認を求めた

と云う結論を踏むこと。SM 演説節の不備を抑えり。効果を狙ったと云う気持ちも持つべき。

3. 演説の閣員 単に promptly に決めること。このことのみならず、もう少し明確な favorable な reaction を結果として望むべきである。このため 閣員の希望である。朝鮮の閣員に於ける一歩は欲しいが、特に台湾の閣員には日中側は、専らとは思ふが最後の部分に (with attention and concern) 相当に water down せよとの感を抱えているのか問題がある。

4. ウララ一筆に於ける 11月7日に我々の将来を見出しよ。然るにその意味を逐箇の約束とすべきでなく、単に閣員との関係に問題がある。一つの解決案は、逐箇の時期を明示しない。(72年と云う月日全く之儘まい) である。他に他政府の逐箇と基地を分離するやり方 (72年ウララ一筆) があるのではないか。(当然に強く駁論)

5. 核に於ける逐箇の撤去は或いは約束し得るか。これらも余計な難しい問題がある。

9月の愛知大臣の会議のあつて  
ロジャースは恐らく核の心で明確な  
話はないであろうと云えてゐる。  
(核は他の問題の package  
として云ふと... 趣意を imply (to))

- 6. これは指揮系としてどうしてか。上座の  
標準を云へ方々といふ中勝である  
従つて。9月の会議を戒印した。11月に  
結論を得る様々である。  
愛知大臣の。正確な用語の政治的必要性を  
強調された。日本政府の同元的  
立場の立つ積極的な態度を云へる。従つて  
アンソニーの様な御説は本日が理ま  
しいと思ふ。